

令和3年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和3年10月1日（金） 午後2時～午後4時

開催方法：オンライン会議

出席委員

石井 寛人	社会福祉法人 摂津宥和会 摂津市障害者総合支援センター 施設長 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
梶間 聖子	阪南市 健康福祉部 市民福祉課長
片山 泰一	大阪大学大学院教授
上林 孝子	公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
北村 友隆	社会福祉法人 和光福祉会 事務長
北山 琢也	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 かつらぎ 施設長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 准教授
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
佐藤 伸司	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター 所長
新宅 治夫	大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座 特任教授
高取 佳代	大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 幹事
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
辻 博文	医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長 兼 診療支援部副部長 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
永棟 真子	社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事
納谷 敦夫	なやクリニック 副院長
畑中 孝昭	忠岡町 健康福祉部地域福祉課長

令和3年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度第1回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環により、オンラインで開催しています。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長の中川よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室長の中川でございます。

令和3年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、ご多忙の中、当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は、「障害者総合支援法」に基づく大阪府の附属機関であり、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、協議を行うものであり、大阪府全域の支援体制の整備に向けた主導的役割を担うものと考えております。

今般の新型コロナウイルスの影響により、少なからず、地域の自立支援協議会の運営へも影響が生じているところでございます。大阪府もコロナ禍ということで、今回初めてオンライン形式で当協議会を開催させていただきます。

大阪府としては、各市町村において設置されている自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と、安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続き、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

本日はこのあと、本協議会による地域支援の取り組みと、令和3年度における各部会の活動状況についてご報告させていただく予定です。委員の皆さまには、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見・ご提案等をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局

本日は、今年度最初の開催でありますこと、また今回より新たに協議会に参画いただく予定の委員の方もおられますので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

紹介させていただきますましたら、一言ずつご挨拶をお願いします。

五十音順に読ませていただきます。

(委員紹介)

本日は委員数 27 名のうち現時点で 18 名のご出席をいただいております。

大阪府障害者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」といいます。）第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは大阪府附属機関条例および協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。本協議会は運営要綱の規定により原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください

またこの会議では手話通訳を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

会長については、協議会規則第 4 条 1 項に基づき、委員の互選により、これを定めるとしています。

そのため、委員の皆様には、これより会長を選任していただきます。ご意見をよろしくお願いいたします。それでは黒田委員よろしくお願いいたします。

○黒田委員

私の方から推薦させていただきます。

本協議会の設置の目的に照らし、会長の任には公平、中立的立場と幅広い見識をお持ちの谷口委員が適任であると思いますので、推薦させていただきます。谷口委員にお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ただいま谷口委員のご推薦がありました。委員の皆様はいかがでしょう。

○委員

異議ありません。

○事務局

ありがとうございます。そうしましたら、ご異議がないようですので、協議会規則第 5 条 1 項に基づき、本日の議長を会長にお願いいたします。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

ます。

○会長

はい。

先ほどご指名いただきまして、議長という形で進行を進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではただいまから、次第に基づきまして、進めていきたいと思いますが、議事に入ります前に、委員の指名等をさせていただきたいと思います。まず協議会規則第4条第3項には、職務代理の方は、会長が指名するという形であるため、黒田委員にお願いしたいと思います。ご了承よろしくお願いいたします。

次に、発達障がい児者支援体制整備検討部会におきましては、部会長の方をはじめ、委員の方が交代されておられます。協議会規則第6条第3項の規定に部会には部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たるとされていますので、指名をさせていただきたいと思います。まず、発達障がい児者支援体制整備検討部会の部会長として片山委員にお願いしたいと考えております。その他は、各部会の名簿を皆様方のお手元にあるかと思いますのでご参照いただければと思っております。

○委員

はい。

○会長

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、議題1 大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。議題1についてご説明いたします。

資料1の「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」をご覧ください。

資料1についてご説明いたしますが、まずその前に、今回新たにご就任いただきました委員の方々もおられますことから、本府協議会における平成29年度以降の取り組みについて簡単にご説明させていただきます。

大阪府障がい者自立支援協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを主に協議しております。

その上で、各地域の様々な「ばらつき」に対する取り組みを進めていくこと、また、具体的な取り組みとして、地域自立支援協議会における現状を把握し、課題や対応策を整理・検討した上で、課題解決のため大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することにしております。

それでは、アドバイザーの今年度の派遣候補先について説明をさせていただきます。資料を画面に共有させていただきます。

まず、派遣候補先を選定する上で、10市に対しヒアリングを実施しております。

ヒアリングの実施に当たりましては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を確認するとともに、主任相談支援専門員の役割等も確認させていただきました。

ヒアリング内容等を踏まえて、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる岸和田市障がい者自立支援協議会に対し、アドバイザーの派遣をできればと考えております。

具体的な岸和田市のヒアリング内容をご説明いたします。

岸和田市は、直営型基幹相談支援センターを設置しております。基幹相談支援センターは、市直営型の共通課題として人事異動による職員の入れ替わり等、基幹相談支援センターとしての課題を持ちつつ役割を果たしてこられたところです。

また、直近の動きとしまして、これまで障がい種別ごとに委託相談支援事業所に相談業務を委託しているが、今年度、10月から相談支援体制の再構築をされました。市内を6圏域に分けることにより、各圏域に住む市民がより身近な地域で、かつ障がいの種別に関わらず利用できる相談窓口を整備されたとのことでした。

岸和田市の自立支援協議会では、運営会議が、地域課題について振り分けをしています。しかし、課題が不明確なままである、報告が主となっている側面がある等、課題を提案してもなかなか解決の方向性を見出すことができない等の問題を認識されておりました。

ヒアリングを進める中で課題として浮かび上がってきたのが、2点ございます。

1つ目が、岸和田市障がい者自立支援協議会において、地域自立支援協議会は地域課題を自らの問題として捉えて主体的に参画するというのが本来の役割です。しかし、再構築にあたり、改めて自立支援協議会の役割を確認する必要があると感じておられました。

2点目が先ほども触れましたが、運営会議が、事例検討などで把握された個別のニーズ・課題から、地域課題を抽出し、解決の方向性を示していけるよう、地域課題の抽出の方法やプロセスをどのように地域の実情に合わせて組み立てていけるかが課題として認識されておりました。

派遣理由としましては、まずは、先ほど述べましたように、今年度10月から市内を6圏域に分ける等の相談支援体制の再構築を契機にしまして、協議会の参加者全員が地域自立

支援協議会の機能を十分に理解し、官民協働で地域の支援レベルをアップするとの共通の目的を持ち、参加者全員が主体的な参加ができるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の再確認を行えるように支援を行いたいと思っております。

また、アドバイザーに直接運営会議等に参加していただき、地域課題の抽出方法等について検討し、運営会議で集約された課題を地域課題として地域自立支援協議会メンバーで共有した上、解決の方向性を示せるよう、地域自立支援協議会の仕組みを再構築する、そのための助言を行っていくことを考えております。

以上が岸和田市のヒアリング内容、派遣の理由でございます。

また、本府の当協議会のアドバイザー派遣以外の取り組みについてもあわせてご説明いたします。その他の取り組みについては、地域自立支援協議会情報交換会を今年度 7 月に実施をしております。これは、地域自立支援協議会を対象とした情報交換の場において、研修会の実施や好事例の共有・意見交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化をめざすものとして実施しております

今年度はオンライン形式でございましたが、7月に開催させていただきました。

その内容としては、まず 1 点目として、地域自立支援協議会の役割機能と実際の運営ということで本日もご出席いただいている石井委員にご講義いただきました。

また主任相談支援専門員の位置づけについて改めて行政から説明させていただきました。

講義や説明を踏まえまして、六つのグループにわかれてグループワークを実施して、市町村でお互いに情報交換をさせていただいております。

議題の 1 点目の説明については以上でございます。

○会長

はい事務局ありがとうございました。

それでは意見交換、質疑応答にうつっていきたいと思いますが、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

そして一点、私から事務局にお願いなのですが、手を挙げていただいたときに、どなたが手を挙げられたかが、見落としてしまう場合があります。そのため、先に事務局が見つけたら、その方を事務局の方からご指名いただきますでしょうか。よろしくお願ひします。それではただいまの地域支援の取り組みについて、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

○委員

岸和田に派遣するというところに全く異論はないですが、ここのところ各地域自立支援協議会の活動が低調ではないかという印象を持っています。

逆にここはとてもよくやっている、こんなユニークな活動している、という情報をぜひこ

の場で皆さんに共有していただきたいと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。

○会長

事務局で、ここは頑張っているところご存知でしょうか。

○事務局

事務局から説明します。ヒアリングしている中では、例えば大東市さんがよくやられていると聞いております。地域課題についても、課題の進捗管理をするようにしておられて、一覧表を作成し、見える化を図っておられるということです。関係機関等もそれを共有して、お互いに課題を解決していくその進捗管理をしているという工夫をされているとお聞きしました。特に目立ったのは以上です。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

もう少し他の事例をいくつか紹介していただければありがたいですが。

○会長

具体的な市町村名ではなく、共通して言えることと言うと、例えば兵庫県内では、自立支援協議会は形だけになっていないところは、大体部会が大変しっかりしています。

つまり全体会がどうという以前に、それぞれの部会で本当に関心のある方たちが寄りやっけて、課題解決のためにどうしたらいいか協議しているところは、参加させていただいても、非常に中身が”議論”になっているような気がいたします。おそらく大阪府下の市町村でも、形骸化しているところとそうではないところというのは、部会が非常に熱心なところがあるのではないかなと思います。

○事務局

事務局がもう一つヒアリングした中でもう1つご紹介しますと、高槻市ですが、地域課題を抽出する際に、協議会の構成機関でケアマネジメント連絡会議があり、そこで課題の抽出チーム、分析チームを設けて、課題をしっかりと分析した上で根拠なども用意した上で課題に取り組んでいくことを検討されていると聞きました。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。例えば府において、好事例というのはありますか。今委員がおっしゃられたような積極的な取り組みしている好事例をまとめた資料はこれまでにありま

すでしょうか。

○事務局

事務局でございます。特に冊子としてまとめているなど、何か報告書としてまとめたものはないですが、各市町村に集まっていた情報交換会などで、大東市の取り組みを紹介したことがございます。

○会長

報告書などの形にまとめる必要はないと思いますので今回の資料でも、それぞれの市の特徴がありますので、各委員、特に育成会さんとか広域でやっているようなところには非常に参考になると思うので、このような資料を適宜、アップデートしていただければと思います。追加で何かご意見などございますでしょうか。

○委員

失礼します。地域自立支援協議会に大阪府のアドバイザーとして、何ヶ所かの市町村には派遣で寄せていただいた経験で申し上げますと、なかなか具体的にどこの市町村がいいかというのはそれぞれ善し悪しがあったかなと思います。

やはり一番大切なことは自立支援協議会の目的や役割を官民で協働できているかというところだと思います。それに応じた官民の役割分担ができているかいうところが大きく協議会の運営の成否を分けることではないかなと思います。

大東市がでましたが、これにつきましても、かつて私はアドバイザー派遣として、協議会の運営、組織構造という思い切った助言をさせていただいて、大きな変革をされて結果的に運営の成果に繋がったという好事例かと思います。

そういった観点でいうと、官民の協働体制ができているか。もう1つ言いますと今年度、7月に実施された地域自立支援協議会情報交換会で、私が自立支援協議会の役割機能の講演をした理由が、実は市町村の職員等が異動等によって、自立支援協議会の目的や役割の理解が失われていると、そこにメスを入れてほしいという依頼がありましたので、しました。これについては、いろいろと反応があったかなと思いますので、やはり活性化については市町村の方の理解と、官民との役割分担がやはり一番大事と感じております。以上です。

○会長

ありがとうございました。今、本当に官民協働で積極的にやっているようなところは、行政が事務局の一員として、正直おかしいところは「おかしいのではないか」という形で意見を言っています。形骸化している、もしくは、そうなりがちなところは、「事務局」という形で行政がサンドバック状態になっています。

しかし、それでは前にすまないなので、行政ももっと「遠慮せずに」というところもあっ

ていただろうと思います。

続いてお願いできますでしょうか。

○委員

質問があります。岸和田市が今まで障がい種別にいろいろなことをして、6つのブロックにわけたという報告がありました。地域に密着するというやり方はいいですが、私がお聞きしたいのは、財政の面です。どういうふうにやられているのかということ。一般的に相談支援事業所とは、経営が厳しいところも多いかと思います。その中で市として経営面の工夫、相談窓口を増やすとか、大変なことだと思いますが、岸和田市に対して、運営面、経済面についてどういったものか、お聞きしているのかどうか、聞きたいと思います。

○会長

ありがとうございました。このあたり、事務局の方でお答えできるところございますか。

○事務局

事務局から説明します。財政面については、申し訳ないですが、聞き取りはできておりませんが、なぜ圏域ごとに分けたかという理由は、これまではどちらかといえば障がい種別で窓口が分かれていた側面があり、それを身近なところにどんな障がいでも相談できるような窓口にしたいというところがあり、このような形にしたということを聞いております。以上でございます。

○会長

ただいまの回答につきましていかがでしょうか。

○委員

相談支援事業所とは、障がい者が社会参加するときの窓口になります。障がい者がいろいろなところに参加するための、幅広く社会に参画できるような、具体的な事業となると、そのためにはやはりお金が必要です。お金を抜きにして事業を増やすというのは非常に難しいことだと思いますので、そういう面で良い面悪い面があれば、そういう情報交換もしていただきたいなということが、私の言いたいところです。以上です。

○会長

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

○事務局

ご意見もいただきましたので、また次の情報交換会等で議題として考えていこうかと思

います。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。では今までのご意見から、特に岸和田市にアドバイザー派遣するべきではないということでは、ないかなとは思いますが。いかがでしょうか。

まず一点として岸和田市にアドバイザーを派遣するという点で、ご異議等はありませんでしょうか。

○委員

異議ありません。

○会長

ありがとうございます。特にご異議がないようでしたら、今年度は岸和田市にアドバイザーを派遣ということで決めさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

その他の市町村にも、府としてヒアリングをされていらっしゃるようなので、引き続き事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

事務局から続いて説明させていただきます。

岸和田市以外の9市もヒアリングしましたので順に説明させていただきます。

まず堺市でございます。堺市は、委託で基幹相談支援センターを設置しています。また、各区の協議会において、地域の事例を基にした潜在的な地域ニーズや地域課題を抽出し、地域自立支援協議会で情報共有し、課題解決に向けて取り組んでおられます。

また、今年度は、共通テーマを設定し、各区の協議会で協議していくような取り組みを考えておられると聞いております。また、例年、年度当初に、「堺市自立支援協議会とは」というテーマで講演等を協議会の参画メンバーにされ、地域自立支援協議会の役割と機能を共有する場を設けていると聞いております。

続きまして、高槻市でございます。先ほど少し説明しましたが、高槻市は、直営型基幹相談支援センターを設置しております。令和元年度から障がい、高齢介護、生活困窮関係の相談支援部分を集めた課ができたということで、複合的な課題を抱えた方に対して、課内で連携をとりながら対応できる等、初期相談支援体制が一定整っていると聞いております。

また、地域課題、個別課題、それぞれの設定において、地域自立支援協議会の構成機関であるケアマネジメント連絡会議に抽出チーム、分析チームを設けて、地域課題の抽出・分析を行う仕組みを構築されています。根拠となるデータなどを用いながら、課題となるかどうか

か検討するということで、客観的な根拠から地域課題を認定できるように取り組んでいます。

続きまして、吹田市でございます。

吹田市は、直営型基幹相談支援センターを設置しています。直営型というところもあり、多くの業務を担っているところで、企画の立案や取り組むべき課題の解決等の優先順位が低くなる傾向があるとのことでした。

また、委託相談支援センターにつきましては、令和元年度より、障がい種別に関係なく対応できるようこちらにも6つの圏域ごとに設置されていると聞いております。

また、地域自立支援協議会の構成機関である地域会議は、圏域ごとに設置され、全ての指定特定相談支援事業所、委託相談支援センター、基幹相談支援センターが参画して、計画相談支援専門員による支援事例を検討している。また2年前からこの地域会議で地域課題の抽出を行い、運営事務局会議で課題を整理するという仕組みをされたが、まだ試行錯誤中と聞いております。

続きまして、富田林市でございます。

富田林市は、基幹相談支援センターについて、昨年度まで直営で行っていたが、今年度から3事業所に委託する形で基幹相談支援センターを設置されたと聞いております。こちらにも障がいの種別を問わず、3つの圏域に分割して相談支援体制を構築しております。地域自立支援協議会の構成機関である検討作業部会や事例検討会議の中で地域課題を抽出し、その課題を実務担当者会議で整理しているというやり方をされております。

ただ、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、各部会とか事例検討会議を開催することが難しかったということで、今年度からより活性化していくように検討していくと聞いております。

大東市でございます。大東市は、委託で基幹相談支援センターを設置しています。

地域課題の認定については、地域自立支援協議会の構成機関である相談支援ネットワーク等が事例検討から課題を抽出した上、その課題を定例会で整理し、解決策を検討するとともに、解決できない課題を地域課題として認定しているとのことでした。そして、運営委員会が地域課題の報告を受け、解決策を検討し、必要に応じ、ゴールを設定し、ワーキングを招集していると。また、課題の一覧表を作成することで、進捗状況の見える化を図るとともに、自立支援協議会以外の動きも記載し、進捗状況を確認できるよう工夫されているとのことでした。

次に和泉市でございます。和泉市は、委託で基幹相談支援センターを設置しています。

地域課題の抽出・整理については、相談支援部会において、基幹相談支援センターが中心

となり、相談支援事業所に対するヒアリングにより、地域の相談内容の傾向や課題を整理していくと聞いております。

泉南市でございます。泉南市は、現在、基幹相談支援センターはまだ設置されていないということですが、今後、設置する方向で現在検討していると聞いております。地域課題につきましては、事務局会議において抽出・整理していて、今年度から個別支援会議での事例など、相談支援事業所として課題のある事例を共有することによって、地域課題としての整理をさらにできるよう取り組んでおられる。なかなか解決に至らないこともあるが、一定議論の場として機能していると聞いております。

四條畷市でございます。

四條畷市は、委託で基幹相談支援センターを設置しています。市内には、障がい福祉サービス等事業所が少なく、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する際に、限られた社会資源の中でやらないといけないというところで、コーディネート能力が求められ、基幹相談支援センターはそれらをバックアップしているということです。

地域課題につきましては、地域自立支援協議会の構成機関である事務局会議において、これまでの地域自立支援協議会での提言等の積み残してきた課題を議論し、整理している。その結果を踏まえて、プロジェクトチーム案を実務者運営会議に提出し、その後、実務者運営会議が課題認定し、課題解決の優先順位を決めているとのこと。

最後に大阪狭山市でございます。大阪狭山市は、社会福祉協議会に委託し基幹相談支援センターを設置しておられます。

基幹相談支援センターでは、多くの研修等も開催しているけれども、地域自立支援協議会における全体的な地域の底上げよりもサービス等利用計画作成等の個別ケース対応が多くなっていることが課題と認識されていると聞いております。

それら個別ケースを相談支援事業所へ引き継ぐことをめざしておられます。地域課題については、各部会が、課題の抽出を行って、その課題について、解決に向けたワーキングを立ち上げ、事業化に向けた協議を行っているとのこと。

今年度初めて具体的な事業化に結びついたというところで、自立支援協議会の活用を図られているのではないかと感じておられました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○会長

それではただいまの説明について、ここの市をもう少し詳しく聞きたい等々のご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

また後でお気づきの点でこの市のところをもう少し掘り下げたいという場合には、別途

事務局の方にお聞きすればわかる範囲でお答えいただけるでしょうか。

○事務局

はい。またこの市はどうだったかということをお問い合わせいただきましたら、ヒアリングで把握している範囲で、お答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。ご意見大丈夫でしょうか。

市町村を支援するために個別に入っていくというこの府の自立支援協議会というのは非常に本来の役割を果たしておられます。アドバイザーにはまさに象徴的な事業だと私は思っております。それでは時間の関係もありますので、次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは議題の 2 番目になりますが、各部会からの活動報告ということでお願いしたいと思っております。資料 2、そして資料 3 に沿って、各部会長から順に説明をお願いしたいと思います。ではまずケアマネジメント推進部会からなります。部会長がご欠席ですので、事務局の方からこの部分は説明をお願いしますでしょうか。

○事務局

それでは、ケアマネジメント推進部会の活動報告をさせていただきます。

資料は資料 3、1 ページ目でございます。

今年度の検討テーマは、大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンに基づき、地域における相談支援専門員の資質の向上を目指すとともに、地域で中心となって地域作りを担っていただく主任相談支援専門員について大阪府における役割を明確化することにより、相談支援体制の強化充実を図ることとしています。

部会の開催実績でございますが、第 1 回部会は、令和 3 年 7 月 29 日に開催し、主任相談支援専門員の役割等について議論いたしました。第 2 回部会は、令和 4 年 1 月ごろに開催予定で、最終取りまとめをする予定でございます。

これまでの進捗状況について簡単に説明させていただきます。

第 1 回の部会では、主任相談支援専門員の活動に当たっての課題を把握し、役割を整理するとともに今後の相談支援専門員の人材育成や相談支援体制のあり方について、委員の皆様へ審議いただきました。

また、市町村および主任相談支援専門員を対象とした大阪府の調査や市町村ヒアリングにより見えてきた課題、また先行事例について報告させていただき、委員の皆様へ、府および市町村に求める役割を検討し、今後の方向性についても審議していただきました。

今後は、第 1 回の審議内容を踏まえまして、事務局において、大阪府の主任相談支援専門員の目指す姿や、市町村や各機関における役割を整理し、第 2 回におきまして、相談支

援専門員人材育成ビジョンの修正案をお示しし、審議いただき、最終の取りまとめを行う予定です。ケアマネジメント推進部会については以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、何かご意見あるいはご質問等はありませんでしょうか。

大丈夫でしょうか、最後に思いついたという場合には、改めてご意見を頂戴したいと思います。先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告につきまして、こちらは部会長よりお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会の部会長をしております。

高次脳機能障がいとは何か、といつも聞かれますが、高次脳機能障がいとは人生の途上で脳に損傷を受けた人の、身体的、そして頭の働きの問題、さらに精神的な問題を取り扱うというのが、高次脳機能障がいの治療であり、リハビリであります。したがって、除外項目があり、例えば統合失調症、知的障がいや身体障がいだけの方は除外されるわけですが、脳からくるそういったものは全て関連しておりますので、かなり幅の広い問題が出てまいります。資料は2ページになっております。

今年度の検討テーマでございますけど2点ございまして、一点目は高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるように、各支援機関がいっぱいあります。そのネットワークのチェックをしていきたい、ということで、どんなネットワークを作ったらいいのか、検討を進めることといたしております。

二つ目は高次脳機能障がいのある方の相談として、診断、リハビリ、非常にたくさんの診断書を書かなければいけない。医療と福祉を繋げているのは非常に多くの診断書になりますが、書くのに苦勞されている方も多く、それをどうしたらいいのか、具体的な取り組みについて検討していきたいということでございます。

実績について、第1回会議は今年の9月10日に開催をいたしまして、先ほどの地域支援のネットワークの再構築、診断・治療の可能な医療機関の開拓ということの議論をいたしまして、第2回目は来年の2月から3月に予定しています。

これまでの進捗状況について簡単にご説明をいたします。

高次脳機能障がいの支援事例集を作成していただきました。平成30年7月に実施した府内の事業所のアンケートの分析結果と、それから、事業者へのヒアリングをもとに、高次脳機能障がいのある方に対する、支援事例集、高次脳機能障がいのある方への支援のヒントができました。

令和2年度の会議で審議をいたしまして、委員からの御承認を得まして、府のホームペ

ージで公開をしているそうです。

その冊子についてはこの 10 月に各市町村に配布をしたいということでございます。

今後の予定ですが、地域支援ネットワークの再構築ですが、第 1 回部会では府において、平成 25 年から 5 年間はネットワークづくりを頑張ってきましたが、改めて、地域支援ネットワークの再構築について意見を求め、今後は大阪府圏域ネットワーク、市町村それぞれが担うべき役割を整理して、圏域ネットワークが中心的役割を担うために必要な支援を進めていきたいということでございます。

加えまして、研修を受講していただいている地域支援機関において、どのような研修内容や手法が有効なのかということ、受講していただいた方がどういう支援機関から来られているか等を検討し、研修の方式、それから研修受講者の少ない圏域にあたる診断、治療のできる医療機関の開拓につきましては、早期に必要な支援に繋げることを目的として、診断治療が可能な環境を整備する必要がありますので、どういう働きかけが有効なのかということを進めていきたいということでございます。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。私、実践例をホームページから拝見させていただきました。実はコロナの関係で、うちの学生たちが高齢・障がいに限らず、実習に行けてない状態です。

そのため、これを読み込むということも含めて、机の上でどうしても無味乾燥になりがちなところに、今回の例は非常にありがたかったなと、この場で言うべきことではありませんがお礼申し上げたいと思います。他いかがでしょうか。ただいまのご説明につきましてよろしいですか。先に進めてまた同じく後でまとめてということでも大丈夫ですので、先に進めさせていただきます。

続きまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会の活動報告につきまして、部会長よりお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

○委員

発達障がい児者支援体制検討部会について、今年度から私が務めさせていただきます。当資料は、令和 2 年度の実績が資料の 2 で、令和 3 年度の検討予定が資料の 3 とわかれています。あわせてお話させていただきます。

令和 2 年度の実績につきましては、発達障がい児者支援につきましては新旧プランに基づきまして、8 年間の取り組みによって、一定の成果を上げてまいりました。また支援プランの計画期間終了後の今後の方向性につきまして、本部会において提言としてまとめたところでございます。これによりまして、発達障がい児者支援につきましては、令和 2 年度末に策定された第 5 次障がい者計画に統合しまして、引き続き最重点施策として他の障がい児者に対する支援政策と連携を図りながら、取り組みを推進していくとしております。

また、平成 29 年度に策定いたしました新発達障がい児者支援プランに基づきまして令和 2 年度末までに取り組んできた発達障がい児者支援の取り組みに関して実績を踏まえながら、評価を行えるよう、取りまとめを開始したところです。ここまでが実績です。

令和 3 年度の予定ですが、新プランに基づき、3 年間取り組んできた発達障がい児者支援の取り組みについて検証し、評価を行います。また、令和 2 年度末に策定した第 5 次障がい者計画に基づく発達障がい児者支援政策について検討を行うこととしております。

なお今年度の会議ですが、予定では 11 月の 5 日ということになっていますが、11 月に本部会、12 月に子どもワーキンググループ、来年 1 月に成人ワーキンググループ、その後 2 月から 3 月に第 2 回目の部会開催を予定しているということでございます。

最後になりますが、発達障がい児者支援体制整備検討部会でのこれまでの取り組み状況と今後の予定についてお話をさせていただきました。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして皆様からのご意見ご質問等はございませんでしょうか。

それでは先進めまして、また同じく後でということでも大丈夫ですので、進めさせていただければと思います。

続きまして、障がい者虐待防止推進部会でございますが、事務局から説明いただいでよろしいでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課権利擁護グループからご説明させていただきます。

昨年度実施しました部会が、前回の自立支援協議会の直前にあり、そのときにご説明をさせていただいているので重複する部分もありますが、前回の部会での検討状況も含めて、ご説明させていただきます。

この部会につきましては、障害者虐待防止法の 39 条の“都道府県における関係機関との連携協力体制の整備”の趣旨を踏まえて設置しておりまして、この一番上の部会等の検討テーマというところにもありますが、各参画機関の虐待防止に向けた取組みについて情報を共有するとともに関係機関の連携強化を含め、虐待防止に向けた施策について検討を推進していくというところでございます。

従前は、検討テーマの一番上にあります、厚労省の国調査は年に 1 回ありますが、これを踏まえて大阪府の対応状況・施策の実施状況や取組みを報告し、それについてのご意見をいただくというところを中心的に行ってきました。しかし、先ほど申し上げましたような「参画機関等で連携し対策を議論する」というところを、部会長の問題意識としてもそういうふう（参画機関等で連携し対策を議論する）にと我々に指示もありますので、それを受けまして、前回の令和 3 年 3 月に行いました部会においては、例えば、市町村の行った取組

み事例について共有をして、それについて意見交換や、部会構成メンバー、構成団体の取組みをお話いただいて、それを共有する、そういうところから委員の皆さんの方から、建設的な意見として、「市町村の取組みの中では、自治体内での情報共有をしっかりとした方がいいのではないか、自治体内というのは他部局も含めての情報共有をしっかりとした方がいいのではないか、例えば地域においては民生委員に何らかの形で関与してもらうようなところができないか」というアイデアもいただきました。活発な議論ができ、部会長からも、市町村とも十分に共有をするように指示も出ておりまして、そこから今後の予定のところで大阪府の取組みの中にもあります研修の機会等を通して、部会で出た意見や議論というのも参考になるものは共有をさせていただいております。

市町村の対応力の強化につきましては、資料の虐待防止研修の下にあります、「専門性強化事業の実施」を従前から行っております。市町村で直面している困難事例、これは虐待の認定の判断に迷う、こういった対応ができるのかと、困難事例に当たったときに、弁護士、社会福祉士から助言を受けられる仕組みを作っております。市町村でも独自にそういう契約をしておられるところもありますが、大阪府の制度について積極的に活用してください、ということもあわせて研修の場や、通知等で働きかけているところでございます。

今年度の研修につきましては、コロナ禍でのオンラインの活用が中心になっておりますが、一方的な講義というよりも、演習が非常に有効だと考えております。その演習におきましては、オンラインで行うというのも技術的にも難しいところがあり、グループワークを行うに当たって Zoom のブレイクアウトルームという機能を使つての実施を試みて、より有効な、効果的な研修の実施に努めているところでございます。

今後の予定としましては、来年 2 月頃に令和 3 年 3 月に行いました部会の実施方法を引き継いだような形で、活発な議論と、参考になるような意見の共有をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。大阪府は全国でも先駆けていろいろな虐待防止の取組みを積極的にしていただいております。皆様方からのご意見・ご質問等はございませんでしょうか。私から事務局に一点よろしいでしょうか。今回、報酬改定で、例えば虐待防止委員会であったりとか、身体拘束の廃止の未実施に係る減算が令和 5 年度からとか、この辺りについては、各施設へ周知したり、あるいは研修は、今後ということでしょうか。情報提供でも構いません。

○事務局

事務局でございます。事業所向けの研修は、今年の 12 月から来年の初めにかけて予定しております。その際にもそうした動き（報酬改定等の内容）も含めまして、研修内容に入

れる予定にしております。

○会長

はい、ありがとうございました。他皆様方からのご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは先に進めさせていただければと思います。続きまして、資料では 5 ページになるかと思いますが、地域支援推進部会です。これは私の方から概要を説明させていただければと思います。他の部会と比べてですね、まだ今年度この地域支援推進部会として具体の動きというものはなかなかない状況です。と言いますのも、この部会に私も入って思うのが、この 3 年に一度、いわゆる障がい福祉計画の、改定時期に、一つの大きな山が来て、そこで進捗状況の評価や、この 3 年間で取り組むべきところが、だいたい 3 年に一度押し寄せてくるような部会です。今年度は 3 ヶ年の初年度ということになりますので、今後開催未定となっておりますが、過去 3 ヶ年の移行実績等々そういったところを踏まえて、この 3 ヶ年で取り組むようなところはこういったところかということを経験できればとは思っておりますが、まだ現時点でいつ開催していくか、今の方向性以外のところでこういったことを盛り込んでいくかという点については少し現時点では未定の状況で、今後部会の委員の方々、そして府と協議をしながら内容を詰めてまいりたいと思っております。

一点だけ、精神障がい者の地域移行推進のワーキンググループでは、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」が非常に言われているところでございますので、圏域と市町村の協議の場の状況や、あるいはこの資料に掲載しているような状況等についてワーキングを開いていくということは聞いております。私からは以上ですけれども事務局の方で何か補足いただけるようなところはありますか、大丈夫ですか。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

はい。よろしく願いいたします。

○委員

よろしく願いいたします。質問と意見がありまして、質問の方については、会長の方から説明がありましたが、コロナ禍の中でこのような会議を開催するというのは、非常に困難な状況だと思っております。この地域支援推進部会と、基盤整備促進ワーキングが開催未定となっておりますが、なぜなのかなというのが一つ質問として思っておりました。今説明がありましたのでその点は理解できました。ただ 3 年に一度の大きな山が来る会だというご説明でしたが、精神障がい者あるいは障がい者の方々の地域生活というのは 3 年に 1 度何かがあるわけではなく、日々毎日 365 日続いていることですので、他のワーキングや部会と同じように、”常に検討をしていく場”として位置づけて、テーマを決めていただけないものかなという意見を持っております。

それからもう一点の意見ですが、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループの方で、「にも包括」の方のテーマが上がっているということで非常に嬉しく思っております。しば

らくここ数年、テーマから外れておりましたので、テーマに入れていただけないかということをお願いしておりましたので、今年度、このテーマが取り上げられるということで、嬉しいなと思っております。

一つ確認ですが、このワーキンググループの位置づけというのはここに書かれてあることだと思いますが、「位置づけられており」という1文がありますが、実際のこのワーキンググループの役割、活動内容と言うのでしょうか、そこは残りの2行、市町村・圏域の協議の場云々というところなのかなと思っていましたが、各市町村の中でこの「にも包括」の協議というのは進んでいる市もあれば、全く手をつけられていない市町村もあると聞いております。そのような中で、やはり最初の第一歩を踏み出したいと思ってもなかなか進め方がわからないといった市町村、障がい者に関わる面々がいる中で、ここの文章を読みますと、府の協議会ワーキングの位置づけが、市町村がやっていることの情報共有、集約して何か検討が必要なることをやっていくという、どちらかというと後追いといったような印象を受けました。もしできましたら、ぜひ大阪府としてこのような取り組みをしていって進んでいける、こういった取り組みをやっていくところがあるのでまだ進んでないところの市町村の方はこういう情報をどうぞといった情報提供、後を追っていくというよりは、先んじての情報提供などをしていただければ、各市町村の取り組みもより一層進むのではないかなと感じました。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご意見に関して、進捗管理はやはり毎年はやっていくわけですが、こういった形で取り組んでいくかという大きな方針については、一旦その3ヶ年ごとに大きな部分を決める、あるいは改定する、その状況を見据えながらという形になるということで、3ヶ年の1年だけを協議するというにはなってはいないです。

(今年度は障がい者計画の改訂年度であり、)初年度ということは過去3年の評価と、今年度はその3ヶ年に向けた確認という部分が今年を中心になろうかと思っております。

ワーキングの位置づけは、基盤整備も共通ですが、このワーキングで上がってきた部分をさらに部会としても揉んでいくということにはなるかと思えます。

精神の方のワーキングは辻井先生の方が中心になっております。あまり踏み込んだことは私も申し上げにくいところがありますが、精神の方はやはり医療との関係がございますので、先ほどおっしゃられたような府がある程度、方針を示しながら、市町村と連携することになろうかと思えますが、基盤整備の方は、市がまず一義にくる、と。府が何かしてくれるとかいうことではなく、当たり前市どういうふうやっていくか、それに対して、府として技術的な助言あるいは指針を示すとか、そういった形の二義的な役割の方が、私は将来的には望ましいと思っておりますので、こちらのワーキングについて、府あるいは自立支援協議会なり部会が率先してということは基本的には今のところは考えていないという

状況になっております。

○事務局

ありがとうございます。先ほど委員の方からご質問がいろいろありましたので、協議の場
の関係につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。「精神障がい者にも対応し
た地域包括ケア」の協議の場、ご存知の通り都道府県、圏域、市町村は 3 層構造という形
での協議の場を設置することになっておりまして、都道府県の協議の場ということで、この
精神のワーキングの方の位置づけをさせていただいております。

今現時点で、市町村の協議の設置状況は、令和 3 年の 4 月 1 日の段階で、府内で 43 市
町村のうち未設置のところは後残り 2 ヶ所のところまで来ております。そのうち 1 ヶ所
についてはもうすでに協議の場の開催に向けて、協議調整に入っているというところ
です。残り 1 か所についても早期設置に向けて、今市町村内での調整が進んでいるという状況
になっています。これまで大阪府につきましては、大阪府の方で、広域コーディネーターを配
置しておりまして、精神病院にいろいろ働きかけをする役割もありますが、なかなかコロナ
禍の中で精神科病院のアプローチが難しくありましたので、特に今年度、令和 2 年度につ
きましてはこの市町村の協議の場が、円滑に設置できるようにということで、市町村の方
に何度も足を運ばせていただきました。なかなか市町村の方でどういうふうに設置したら
いいかわからない部分は、コーディネーターの方が、他の市町村の取り組みや、他の市町村で
やっている連携の方策などのご助言をさせていただいて、設置に向けた取り組みを進めて
きたところでございます。

今後、市町村の方でいろいろと、この協議の場で活発に議論いただけるように引き続きコ
ーディネーターができるだけ参加するような形で、地域の課題やその辺の情報収集をしま
して、府として市町村等にどのような支援をしていくのかを検討してまいりたいと考えて
おります。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

そして少し時間の関係もありますので、先に進めさせていただければと思えます。

続きまして就労支援部会の活動報告につきまして、部会長より報告をお願いします。よろ
しくお願いします。

○委員

それでは令和 2 年度および令和 3 年度の就労支援部会および工賃向上委員会の取り組み
状況について、説明させていただきます。

まずは、資料 2 の 2 ページをご覧ください。令和 2 年度の取り組み状況となっていま
す。まず、令和 2 年度開催実績についてですが、令和 3 年 3 月 22 日に自立支援協議会が

開催された後、翌日の23日に令和2年度第3回工賃向上委員会を開催し、次いで26日に、令和2年度第3回就労支援部会を開催いたしました。

いずれも令和3年度、今年度からの現行計画である第5次障がい者計画における取り組みについて意見聴取を行い、工賃向上委員会においては令和3年度から5年度を期間とする工賃向上計画を策定いたしました。

では次に資料3の6ページの令和3年度の取り組み状況の資料をご覧ください。

本部会のテーマ到達目標については、資料上段に記載の通りとなっています。次に資料左側にあります、今年度の開催実績については、本部会を9月7日そして工賃向上委員会を9月16日に開催しました。今後の予定につきましては資料に記載の通りとなっています。

次に資料右側の方にあります、これまでの進捗状況と、今後の予定に関しましては、まず進捗状況につきましては、本部会および工賃向上委員会それぞれにおいて、事務局から前年度までの実績が示されまして、その後、今後の具体的取り組み等について意見聴取を行いました。さらに工賃向上委員会の方では、今後の目標工賃額の設定についての方向性についても議論をいたしました。最後に今後の予定につきましては、本部会におきましては、次年度における障がい者就労支援の取り組み、また工賃向上委員会では、工賃向上に係る今後の取り組みについて、審議、意見聴取する予定となっております。私の方からは以上です。

○会長

はいありがとうございました。

それではただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

工賃というのはどこの工賃でしょうか。B型のことをおっしゃっているのでしょうか。

私の意見としては、B型が工賃あげたとしてもあまり変化がなく、それよりはA型の事業所の運営が難しく、つぶれていく事業所も多いかと思います。また、当然最低賃金を支払うので、非常に”働かす”というようになっていて、その点に不満をもっている障がい者もいます。B型については、様々な内容があり、例えば、農業、料理それから絵画、木工いろいろなことをやるところの方がむしろ人気がありますが、工賃を受け取ったことで、なんだ、と辞めた人も結構あります。私はあまり知らないのですが、”工賃向上”という、位置づけについて教えてください。

○会長

このあたりいかがですか。事務局あるいは委員の方で何かございますか。

○事務局

事務局自立支援課からご説明させていただきます。

まず工賃につきましては、委員のおっしゃっていた通り、B型事業所の工賃の向上を目指す計画を作っております。これにつきましては、大阪府が今工賃の平均月額の水準が、全国から見てもかなり低い水準にあるということ、また国の方からもB型の工賃向上につきましては、3年に1度『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」というのが出されております。その指針に基づいて各都道府県が工賃向上計画を作るものとされておまして、それに基づき策定しているものです。こちらについてはまず以上になります。

○会長

ありがとうございます。

○委員

では、もう少し説明をさせていただきます。

まずB型の工賃が少し上がったところで、たいして変わらない…というお話ですけれども、私達の部会とは異なるご見解かなと思っております。

といいますのも、B型で働いていらっしゃる方々は、やはり自分たちが働くことによって、いかに社会と繋がったりとか、自分が持っている能力を生かせたりとかすることで、工賃を少しでもたくさんもらおうと思って、努力をされているというのが一点あるかと思いません。

あと、B型事業所は、いわゆる障がいのある人が就労するためのサービスの流れの中にあります。例えば、A型もB型も同じで、どちらかというとならB型の方がサービスとしては昔からある形で、A型の方が昔でいえば福祉工場という形で、B型の授産施設と言われるものが、もっともっと働ける人たちを、高い給料で最低賃金があるように働いてもらいたいということで、B型の前身になるようなものが出てきましたので、ベースとしてはB型があって、A型に発展しているという形もありますので、B型の部分が底上げしていくことは、かなり重要なことだと思っております。

併せて就労移行支援もあり、一般就労したい方が一般企業に勤めるためにいろいろなトレーニングをされています。就労移行支援事業から一般就労される方も結構多いですが、最近、実はB型の事業所から直接一般就労をされる方も結構いらっしゃいます。そのため、B型の事業所の工賃を上げることは、工賃を上げることだけではなくて、B型事業所の中身を変えていくための一つの目標設定として、工賃というものが、どうやってB型の工賃を上げていくかということとをその職員の方々が、いろいろ考えるわけです。考えていくと、もっとこんな仕事があるのではないかと、B型事業所の中で、このように仕事を工夫していけばもっとたくさんの方が仕事に参加できるのではないかと、効率や能率を上げるためにはどうしたらいいのかを、「工賃を上げる」という一つの目標のためにいろいろ考えます。そのため、工賃が上がるのが一番の目標ですが、工賃を上げることを目標設定にすることで、事業所全体の活性化、活性化していくということが大事なポイントかと思っております。

B型がそのようになっていくことで、障がいのある方の社会参加の場が広がり、さらには一般就労へ繋がるという部分がありますので、B型の部分もどうか応援しているという状況にあるということをご理解いただけたらと思います。

すみません長くなってしまいました。

○会長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

○委員

B型の（事業所の）立場から言えばそうかもしれませんが、我々B型を利用する立場であれば、B型にもいろいろなタイプがあり、農業しているところ、お弁当作っているところ、いろいろあり、話を聞くとお金ではなくて、内容で通っている人もいます。

工賃上げるために、優秀なメンバーを置いときたいというのは、精神病院の長期在院と一緒に、B型のあるいは作業所の長期収容ではないですが、もう何十年も前から問題になっています。特に欧米ではもうずっと前から問題になっているものばかりで、いい人は出さない、悪い人はあまり来ないでもらうとなってしまう可能性もあります。利用者から言えば、働く幅があり、日本人は働くのが大好きなので、朝から晩まで100均の袋詰めなどをするのが大好きな人もいます。

しかし、それを嫌いな人もいます。「もっと別なクリエイティブな仕事に就きたい」という人もいるので、工賃だけの問題ではない、中身が問題ということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

おそらくそのB型の事業所については、全ての方が理解された上で取り組んでおられることではないかとは思いますが。今おっしゃられた働きがいとかやりがいの部分を大事にすること、一方で工賃上げるがために、もしそこにB型A型、一般就労の可能性のある方を滞留させているということは、それはおそらく工賃以外の部分であり、事業所指導という問題になってくるので、おそらく滞留という話を部会の中で聞けば、市あるいは府に情報提供して指導していくというような形では動いているのではないかなとは思いますが。貴重なご意見ありがとうございました。他いかがでしょうか。

これは私から部会長にお伺いしたいのですが、当然工賃を上げていくとかあるいはそれを通じて働きがい、生きがいという部分を創出していくときには、その事業所の自助努力という部分も非常に大事かとは思いますが。その一方で優先調達法に基づく、いわゆる注文を増やしていく、そういった優先調達については、これはまた部会とは別で、部会の範疇外になるわけですか。

○委員

はい。これもまずは事務局の方から少し説明していただいて、付け加えたいと思います。

○事務局

事務局自立支援課です。優先調達法につきましては、工賃向上委員会、部会の下の専門委員会の方で議論をしている我々の範疇のテーマとなっています。

ちなみに、大阪府の場合を申し上げますと令和 2 年度の優先調達実績、これは大阪府庁の実績でございます。約 1 億 9300 万になっています。府内市町村の実績が 7 億 6200 万、これだけのものが優先調達として、各府内の事業所の方にお問い合わせをしている規模になっています。

その額については我々の専門委員会から就労支援部会、自立支援協議会、市町村の方にお問い合わせをする、庁内のいろいろなタイミングで周知をして、この優先調達法の趣旨、また制度の趣旨等をご説明させていただいて、各部局、市町村にご協力いただいているところです。簡単になりますけども以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

○委員

今事務局が発言された通りですが、大阪府としての庁内ではかなり頑張っていて、優先調達の事業になれるようなものを全庁的にピックアップして探していただいている状況かと思えます。

併せて各市町村の方でも優先調達というのは、各役所内で行われるべきことですが、この辺りに関してはやはり各市町村で若干の取り組みへの差があるかと思えますので検討課題かと思えます。

優先調達と直接関係ないですが、大阪府としては、例えば大阪府の管理する建物の清掃業務とか、いろいろな入札に関しては、総合評価を導入してしまっていて、清掃業務で障がいのある方をたくさん雇用しているところにはポイントがつく等、いろいろな形で障がいのある方の就労を進めていく取り組みが進み、行政の福祉化も、大阪府はやっていますのでそういう形で頑張っているところだと思います。その辺りご理解いただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

改めて大阪府が頑張っているということと、自分のところの県はどうしているだろうと思いき知らされるような数字でした。ありがとうございました。

それでは続きまして最後になりますが、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会この活動報告について、大変お待たせいたしました。ご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員

医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会から報告させていただきます。

まずこの部会等の検討テーマですが、医療依存度の高い重症心身障がい児者等とその家族が安心して地域生活を送れるよう、支援に関わる各分野の専門家と地域の課題や対応策について検討を行うというものです。

今年度の予定は、まず10月6日、来週の水曜日に部会を開催します。”医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴う今後の取り組みについて”ということで、法律が今年の6月に公布され、9月に施行されることになりましたので、医療的ケア児およびその家族に対する支援に関わる施策等について、来週の部会で検討していこうと考えております。そして、3年度、今年度の取り組みについて、事務局から説明していただくということを予定しております。

第二回目の部会は来年の2月に開催を予定しております。ここでは今年度、令和3年度の主な事業の報告とそれから次年度に向けての検討事項ということですが、まず医療的ケア児支援センターの設置および取り組み内容について来年2月に検討する予定をしております。

また、令和3年度、今年度を実施したコーディネーター研修の実施状況についての報告と、これまで令和元年度、2年度に部会で議論しましたコーディネーターの役割や活動内容について、すでに配置しておりますコーディネーターの活動内容を踏まえて、報告していく予定としております。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問、そして全体を通じてでも結構ですが、委員の皆様方からのご意見ご質問等があればお願いしたいと思いますいかがでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

○委員

全く無知で教えてほしいです。医療依存度というのは、これは国が言っている、国家的あるいは国際的な名称でしょうか。

○委員

はい。これにつきましては、事務局の方からご説明申し上げます。

○事務局

大阪府地域生活支援課でございます。この「医療依存度の高い」というところで、特に国から示されているものではございません。こちらは、幅広く、この重症心身障がい児者等をしておりますが、あくまでも医療的ケアが必要な重症心身障がい児者、および重症心身障がい者以外でも、医療的ケアが必要でない方々もいらっしゃいますので、幅広く捉えるということで、この言い方については、特に国から示されたものではないということで、あとこの児者等については、幅広く捉えた方々ということで、支援について検討していくということで設けた部会でございます。以上でございます。

○委員

利用者の側から言うと、“依存”というと医療がないと生きていけないという少し受身的な表現に感じます。”薬物依存”というのは、まさに薬物がないとだめという、そういう意味です。「医療の必要度の高い」というのでどうしていけないのでしょうか。

私の子供も医療は“必要”だと思いますが、“依存度は高くない”と思います。非常に疑問を持ちました。

○委員

今ご指摘の通りこの部会、3年前に始まったときにやはり障がいの代表の方々から意見が出ました。やはり“依存度”という言葉について少し配慮がないのではないかという。そのときにも委員の先生方からいろいろご意見をいただいた上で、この名称になっていますが、そのあたり事務局の方で議事録は残っていますか。

○委員

事務局の方も「必要である」と、言われていました。

“依存している”とは言われていないので、「医療が必要な方」の検討ということでいいのではないのでしょうか。依存というと、別の意味になりますのでその辺をぜひ検討していただきたいと思います。

○会長

特に部会員名称を一旦決めると、固定ということではないと思いますので、今回このような意見がある。今は「治す医療」から「支える医療」という部分も言われている中で、この“依存”という言葉をもう一度名称として、またいつか今年の部会の中でこのような意見があったということをご検討いただければと思いますが、事務局いかがですか。

○事務局

はい。また過去の議事録の確認も含めまして、こちらの方で検討してまいりたいと考えて

おりますのでよろしくお願いします。

○会長

はい、よろしくお願いします。

他全体として結構ですがご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

ありがとうございます。議案の 1 に戻りますが、この委託事業と直営事業を説明いただきました。その二つのやり方について、特徴であるとか、違いによるメリットとかデメリットがあるのかどうかについて教えてほしいと思います。

○会長

今のご質問、基幹相談については事務局で何か感覚的なものでも構いませんが、何か感じられているところとかありますか。

○事務局

事務局でございます。ご説明させていただきます。

直営の場合は、当然市の職員がされているというところで、どうしても人事異動がございますので、技術の伝承や、事業所の関係が異動のためにリセットされてしまうというところが、当然引継ぎはなされていますが、どうしても途切れ途切れになってしまうというところは課題として持っておられます。では、全部委託にしたらいいのかというと、感覚で言いますと、それはそれで全て任せきりになってしまう恐れもあるというところを懸念しているのかなというところで、悩まれておられるような印象でした。

○会長

先ほどの回答についてはいかがでしょうかよろしいでしょうか。

○委員

よくわかりました。それぞれの特徴があるということですね。ありがとうございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、ご意見をよろしくお願いします。

○委員

はい。一般的な話ですが、私もこの自立支援協議会の委員を 10 年以上多分やっている

思います。何回か発言をさせていただいていますが、課題を抽出して、何が部会を構成しあるいはワーキングを作って検討するかということ、総合的に判断する、あるいは共有するような部会を作ってほしいと思います。総合企画部会のようなものです。

各部会で本当に熱心にやっていただいて、その成果は素晴らしいと思っておりますが、なかなか課題がありながら、表立って議論されない、あるいは長らくそのままになってしまっているということが多々あるのではないかなと私は思っています。

気になることをいくつか申し上げますと、例えば児童虐待の問題です。児童虐待は、往々にして障がい児が被害に遭うことが多いですが、障がい児の相談の部分で、今大阪の障がい児相談がどうなのか、それをどういうふうにして連携していくか。例えば児童相談所の職員と一緒に会議をしましても、障がいの制度をよくご存知ない職員の方もおられます。具体的に言いますと、保育所等訪問支援、「え、なんですかそれ」と言われます。そのような実態があるので、障がい児の相談体制はどうあるべきか、というような、そのような部会が欲しいなと思います。

さらに児童施設に入って年齢超過になっている障がい児、障がい者がいますが、このあいだ、全国の統計が出ており、大阪はとても多いです。

この年齢超過になった障がい児、障がい者の地域移行、あるいは適切な大人のサービスへの移行という課題を、やはりどこかで検討しないといけないと思います。

さらに先ほどから委員が発言されていた、就労支援の現場、今年度から、制度が大きく変わり、何も工賃向上を目指さなくてもいいような、新しい類型が出来上がっています。これに対してどう情報収集をして、どうサービスの質を高めていくかというようなことも、必要だという気がします。

さらに、サービスがなくてとても困っていますが、軽度の障がい者、特に最近“境界知能”ということがよく話題になっています。軽度の障がい者に対するいろいろなサービスについて。羽田空港で出産して、子供を産んで殺したという事件がありました。その人は、就職を一生懸命探すが、エントリーシートが書けない、エントリーシートの説明がわからない。だから、どれだけ自分で就職先を探そうと思っても、そのエントリーシートが空欄になってしまって落ちてしまうと、相談する先がわからない、軽度の障がい者の問題もあると思います。

そして、これも以前言いましたが、福祉サービスの事業所を展開するにあたって、職員や支援員を今とても確保しにくい、あるいはその（支援員の）育成の問題がありますが、併せて福祉事務員も実は確保しにくい。福祉事務員の研修はどうなるのでしょうか。

そういう人材育成のところでもまだまだやらないといけない事があると思います。私が今関心持っているものだけこれだけあるので、それをぜひ、新たな部会構成、新たなワーキングで検討する部会を、設けていただきたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。ただいまいただいた意見は、また事務局とも調整したいと思いますが、どうぞ。

○委員

ケアマネジメント推進部会がありますが、障がい者の計画相談員はこの中に入っているでしょうか。

○会長

事務局、回答をお願いいたします。

○事務局

地域生活支援課の地域生活推進グループです。計画相談支援に係る相談支援専門員の人材育成に関して、このケアマネジメント推進部会で取り扱う議題となっています。

かつ、実際にこの検討していただいている委員の中にも、地域で計画相談支援をしていた委員が2名いらっしゃいますので、実務的なところでお話なんかもお伺いはしながら進めていっております。

○委員

わかりました。ただ、我々現場からいえば、ケアマネというと、介護保険のように思います。わかりやすい名前にした方がいいと思います。

私は”ケアマネ”はすぐに出ますが、”計画相談員”という言葉が普通に出すことが難しく、最近言えるようになりました。やはり計画相談員が入っているということを知りたいようにしていくのはどうですか。

○会長

はい。では私の方から、委員のご意見に対してということになりますが、おっしゃる通り部会が一番活発に活動していただくわけですが、その部会を超えるあるいは市であれば市の圏域を超える言った場合にやはり広域の部分であるとか連携しての部分が必要になってくる、その意味では、各部会ではオーバーフローするような部分を全体会でどうしていくか、そのための調整の場という部分は必要になろうかと思えます。

それを新たな部会としていくのか、その部会長および事務局との意見交換という形で、これはやはり全体会で上げていこうかと小委員会的なものにするのかは、今後また事務局と関係団体あるいは部会長と詰めていければなと思っております。

その後段の、児者連携や、あるいは私の専門で言えば高齢障がい者の問題については障がい部局をまたぐ部分がありますので、今ここでは即答はしかねます。

また、私見として思っているのが、例えば児童の部分で、今委員が発言されたように、児

童部局が知らないということは府だけでなく市にもあることかと思えますし、むしろ市でそれが起きていることの方が大問題であると思えます。

私からすれば、障がいがある、なしに関わらず、障がい児に関しては、5歳は5歳児だということで、当たり前にもまず児童として受けるべきなのではないかと思えます。そういうところがなければ、障がいが少しあるだけで、児童ではなくて障がいの方でというのであれば、共生社会は全く進まない。「障がいがあろうがなかろうが、どちらでもよく、70歳は70歳だということになれば、当然にして老人福祉部局でやる」と、そういうスタンスが市にあるのか、それとも障がいが少しあるだけで、別ルートでやっているのかということも見据えていかないと、部会構成をどのようにやっていくのか見えてこないもので、もう少し時間いただいて、検討させていただければと思います。

よろしく申し上げます。はい。他のご意見はどうでしょうか。

○委員

今の会長のご発言に関連して、どなたかが大阪府は昔「行政の福祉化」ということをおっしゃっていて、つまり福祉というのは行政全般がやらないといけないということで、今行政の福祉化というのは今でも生きているのでしょうか。それとも知事が変わってなくなったのでしょうか。教えていただきたいです。

○会長

はい。事務局申し上げます。

○事務局

失礼致します。事務局 自立支援課です。

先ほど、就労支援部会の部会長が行政の福祉化という言葉を用いて説明させていただきました通り、今でも行政の福祉化の考え方は大阪府の政策の中全てに残っております。継続して行政の福祉化の取り組みというのを進めております。

その一例として、先ほど部会長が申し上げました通り、障がい者の雇用を進めるという意味での総合評価入札制度、府立施設を活用した清掃業務の障がい者の就労訓練など、そのような取り組みは平成10年代に考え方が始まってから、以降ずっと今も継続して行っております。それ以外の取り組みもあわせて、継続して行っております。

すみません。簡単ですが以上です。

○委員

ありがとうございます。

○会長

はい。それでは、時間もそろそろ定刻に近づいておりますので、もし聞きたいことがあれば後で、また事務局の方にお寄せいただいて、それでまた共有、あるいは回答というような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。事務局、それでよろしいでしょうか。

○事務局

事務局でございます。また何かございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

○会長

それでは以上で予定しておりました議事は概ね終了したかと思いますが、事務局の方で他に何かございますか。

○事務局

事務局でございます。また第2回の自立支援協議会は年度内に開催したいと思っています。例年でいけば、年度末3月末ごろを予定しておりますので、またよろしく願いいたします。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

新型コロナの感染防止対策を講じながらのということで、各部会長の方々も非常にご苦労いただいたかと思います。また全体会に関しても、なかなか例年通りの実施というわけにはいかないもので、次回もどうなるかというところがございますが、引き続き、各部会では、それぞれの取り組みを進めていただければと思います。私は私なりに部会ということではなく、やはりこれは課題だということは大阪府に相談しながら適宜メンバーの方に来ていただいて、これが課題というところを検討して、また自立支援協議会報告というような形で上げていければと思いますので、皆様方の引き続いてのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事の方を事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局

そうしましたら本日は委員の皆様にはご意見を賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

終了